

北秋田市職員採用試験

【試験区分】
一般行政／消防吏員

● 一般行政 [採用予定] 若干名

【受験資格】 昭和63年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者

【住所要件】 採用後、北秋田市に居住できる者

【試験日程】 期日 平成30年1月7日(日)

試験会場 北秋田市役所本庁舎

試験内容 教養試験／作文／口述試験

● 消防吏員 [採用予定] 2人

【受験資格】 昭和63年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、北秋田市消防本部任用規程に適合する者

【住所要件】 採用後、北秋田市消防本部管内に居住できる者

【試験日程】 期日 平成30年1月6日(土)

試験会場 北秋田市役所本庁舎

試験内容 教養試験／作文／口述試験／体力テスト

共通事項

＜受験申込用紙の配布・受付期間＞

配布期間 12月1日(金)～12月20日(水)

受付期間 12月1日(金)～12月20日(水)

〈平日〉午前8時30分～午後5時

※郵送の場合は12月20日(水)必着

配布・受付場所 北秋田市役所総務部総務課

◇申込用紙を郵送で請求する場合◇

封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求(〇〇)」と朱書きし、その封筒にA4サイズの返信用封筒(郵送宛先を明記して140円切手を貼ったもの)を入れ、簡易書留で郵送してください。

※(〇〇)には、試験区分を記入してください。

＜お問い合わせ先＞ 〒018-3392 北秋田市花園町19-1 北秋田市総務課総務係 ☎0186-62-1111

効果は、電気代の節約につながる

また、暖房調整による省エネ

ことが目的の活動です。

減し、地球温暖化の防止をすることが目的の活動です。

ごすライフスタイルを推奨するものであり、暖房に必要なエネルギー使用量を抑制することによって、二酸化炭素の発生を削減し、地球温暖化の防止をすることが目的の活動です。

12月は大気汚染防止推進月間

レッコアツプ!

例年、12月は自動車交通量の増加、ビルや家庭の暖房のほか、気象条件の影響などにより、大気汚染物質濃度が高くなってしまいう傾向があります。エコドライブの実践や暖房使用を控えるためにウォームビスなどの活動で、きれいな空気を守りましょう。

環境コラム第9回 冬は「ウォームビス」でクールチョイス(賢い選択)



いよいよ冬も本格化してきました。冬は寒くて外に出るのが億劫になることもありますが、空気が澄んでいて夜空の星もきれいに見える時期です。なぜ空気が澄んでいるのか、それは乾燥によるものであり、空気中の水分が少ないことで遠くまではつきり見えるようになるためです。より一層空気が澄んでいる北秋田市で、雪や寒さに負けず、冬も満喫していきましょう。

最後に注意事項ですが、外気温が著しく低い時など、室温を20度で過ごすのが辛いと感じる場合は我慢せず、体調に無理のない範囲で実施していきましょう。



空き家をお持ちの方へ

☎ 総務課危機管理係 ☎62-6639

人口減少や社会的ニーズの変化などを背景に、近年、老朽化した危険な空き家が全国的に増加し、社会問題となっております。市内でも、放置されている空き家が周囲に悪影響を与えている事例があり、特に冬期間は落雪により通行人や隣家に危害を及ぼすおそれのある事例が毎年多数発生しております。空き家をお持ちの方は、次の点にご留意ください。

◎ 空き家は適切な管理が必要です!

空き家やその敷地は個人の資産です。所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないように、空き家等を適切に管理する責務があります。

◎ 管理責任を問われる可能性も!

空き家等を放置した結果、仮に倒壊や破損、落雪などにより他人に損害を与えた場合には、所有者や管理者の責任となり損害賠償などの管理責任を問われることもあります。【民法第717条】

また、相続放棄しているからといって完全に責任を免れるわけではありません。次の所有者が決まるまでの間は、自分の財産と同一の注意をもって管理を継続しなければなりません。【民法第940条】

◎ 特定空家等に認定され、代執行に要した費用を請求される可能性があります!

「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、市が「特定空家等」と判断したものは適正な管理に関する助言・指導を行います。その後、改善しない場合は、勧告、命令、行政代執行を行う場合があります。行政代執行が行われた場合は「特定空家等」の所有者に対して、代執行に要した一切の費用が請求されます。

◎ 放置することで固定資産税が上がる場合も!

「特定空家等」と認定され、勧告を受けた空き家の敷地は、今まで住宅があることで減額されていた固定資産税等の特例(最大6分の1)が適用されなくなります。空き家を放置することで、固定資産税が増加する可能性があります。

『特定空家等』とは

- 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
(例) 部材の破損や不同沈下により建築物に著しい傾斜がある場合
- 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
(例) ゴミの放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている場合
- 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
- その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

